

令和4年8月1日
こども家庭庁設立準備室

地方自治体人事担当者 各位

地方自治体からの職員派遣(割愛等)に係る公募について

令和5年4月1日に設置予定の「こども家庭庁」では、こどもをめぐる様々な課題に適切に対応するために、常にこどもの視点に立ち、その最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども政策を強かに推進していくための新たな司令塔として、こどもを誰一人取り残すことなく、その健やかな成長を支援していくこととしています。

こども政策の推進は国だけでできるものではなく、こども政策の具体の実施を担っていただいている地方自治体との連携が必要不可欠です。

昨年末に閣議決定した「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」におきましても、こども家庭庁の基本姿勢の一つに、「地方自治体との連携強化」を掲げ、積極的に「地方自治体との人事交流を推進する」こととしており、政策立案機能の強化のため、地方自治体職員からの積極登用を行うこととしています。

つきましては、別紙のとおり、こども家庭庁の設置に合わせて、地方自治体において一定の実務経験を積み重ね、こども政策の企画立案等に一緒に携わっていただける職員の方を公募することとしましたので、ご関心がある地方自治体人事担当者におかれましては、以下の問い合わせ先にご連絡いただきますよう、お願いいたします。

【問い合わせ先】

人事担当 稲井、柳下、西村

E-mail: jinji_kodomokatei.b3h@cas.go.jp

地方自治体からの職員派遣（割愛等）に係る協力依頼について

1. 派遣時期

令和5（2023）年4月（状況により、調整可）

2. 任期（派遣期間）

原則2年間（双方の合意に基づき、延長可）

3. 勤務先

こども家庭庁各課室

4. 勤務場所（予定）

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング内
又はその近辺（基本的に都内勤務であり、地方勤務はない）

5. 勤務時間

1日7時間45分勤務、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休み
※必要に応じて超過勤務あり

6. 給与・手当

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給し、学歴、経験年数等を勘案して算定。手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当（ボーナス）等を適用。

7. 求める人材、職位（ポスト）

- 昨年末に閣議決定した「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」において、こども家庭庁の基本姿勢の一つに、「地方自治体との連携強化」を掲げ、積極的に「地方自治体との人事交流を推進する」こととしており、政策立案機能の強化のため、地方自治体職員からの積極登用を行うこととしています。
- 求める人材としましては、地方自治体において一定の実務経験を積み重ね、政策の企画立案等に携わっていただける中堅の事務職（職位としては、課長補佐又は係長・主査クラス）を想定しています。
実際に、各課室のラインの責任ある立場に配属され、政策の企画立案、関係省庁等との連絡調整、予算編成及び執行、調査研究及び分析などが所掌事務となります。
- また、事務職に加え、一定の専門的知識や技術的スキルを身に付けている専門職の配置も進めることとしており、例えば、
 - ① 福祉職（指導監査業務経験者、市区町村CW経験者、生活保護CW経験者、施設職員経験者）
 - ② 心理職（SSW経験者、児童心理司経験者）などを求めており、職位としては、専門官又は主査を想定しています。
- さらに、地方自治体の状況により、研修生の派遣が可能な場合にも、ご検討をお願いいたします。